

2024.10.01

ESG リスクトピックス <2024 年度第 7 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<ESG>

○自然関連の企業評価スコアを公表、WBA が世界 800 社超を対象に実施

（参考情報：2024 年 8 月 7 日付 World Benchmarking Alliance HP :

<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/news/nature-benchmark-press-release-2024/>）

ワールドベンチマークアライアンス（WBA）は 8 月 7 日、企業の自然関連の取り組み状況を評価する「2022-2024 自然ベンチマーク（Nature Benchmark）」を発表した。

WBA は 2018 年に国連財団、英保険会社の Aviva、NGO の Index Initiative により設立され、企業の SDGs 達成状況を評価するために、「自然」「気候とエネルギー」「食料と農業」「社会」などの 7 つの分野に関するベンチマーク指標を開発し、その評価結果を公開している。自然ベンチマークは 2022 年に方法論等が開示され、2023 年には農業と食品セクターの企業評価の結果が公表された。それに引き続き、今回は業種および企業が大幅に追加され、20 業種 816 社（うち日系企業 72 社）が対象となった。

同団体のベンチマーク開発においては、SBTN、GRI、WWF、WBCSD、TNFD などをはじめとして 100 近くの組織からフィードバックが提供されている。評価対象企業は、WBA の設定する 5 つの基準により「キーストーンカンパニー」として特定されたものであり、例えば「特定のセクターにおいて世界の生産収入や生産量を支配しているかどうか」、「世界的なガバナンスのプロセスと制度に影響力を持つかどうか」、「特に発展途上国において世界的なフットプリントを有しているかどうか」といったものが含まれる。

本ベンチマークは 25 の自然ベンチマーク指標と 18 の中核的社会指標から構成されており、それぞれの配点に従って 100 点満点で評価される。自然ベンチマーク指標は「ガバナンスと戦略」、「生態系と生物多様性」、「社会的包括性とコミュニティへのインパクト」の三つの要素から構成される。なお、中核的社会指標は総スコアの 20%を占めており、残りの 80%の配点は残る 25 指標に均等に配分されている。各指標は下表に示すとおりであり、指標それぞれについて、評価要素（Elements）が四つから五つ設定されている。本ベンチマークによる評価は 2022 年から開始していることから、TNFD 開示が本格化する前に評価された企業も存在するため、現時点では企業が TNFD 開示の必要性に迫られる前にどの程度の取り組みができていたかを評価したものといえる。

今回の結果を受けて WBA は、自社の事業が自然に与えるインパクトを評価している企業はわずか 5%で、さらに自然への依存を評価している企業は 1%に満たなかったとし、企業が自然に対する行動を戦略的に管理するために必要な行動がとられていない状況とした。また先住民族と地域コミュニティ（IPLC）の権利を尊重しているという明確なコミットメントを表明している企業は、評価対象企業の 13%未満に過ぎないとし、企業には IPLC から FPIC（Free, Prior and Informed Consent）*を得ることを約束しなければならないと言及した。他にも、排出する水質汚濁物質やプラスチックの定量的な削減目標を設定している企業の少なさ、生物多様性や気候分野に精通した

人材を取締役に任用している企業がわずか2%に留まるといったことが指摘されている。

＜自然ベンチマークの指標＞

ガバナンスと戦略	組織の戦略とビジネスモデルへのサステナビリティ目標の組み込み	
	経営層によるサステナビリティ戦略のアカウンタビリティ、ガバナンス体制の構築	
	ステークホルダーとのエンゲージメントを実施しているか その結果を組織の戦略に組み込んでいるかどうか	
	自然保護に積極的な政策や規制を提唱しているか ロビー活動がそれに整合しているか	
	ビジネスモデルへの、サーキュラリティとネイチャーポジティブな移行の組み込み	
生態系と生物多様性	自然の状態	自然へのインパクトの評価
		自然への依存の評価
		生物多様性にとって重要なエリアでの操業の詳細
		操業地域で発見された生物種の開示および国際的な保護リストに従った当該生物種の属性
	陸域と海域の 変化	生態系の改変
		生態系の復元
	直接利用	資源利用と循環性パフォーマンス
		土壌の劣化抑制と健全性の向上
		水の使用量削減
	汚染	水質を悪化させる圧力の減少
		有害物質と廃棄物の排出量削減
プラスチックの使用量と廃棄量削減		
大気汚染物質の排出量削減		
気候変動	パリ協定に整合したスコープ1,2の削減量	
	パリ協定に整合したスコープ3の削減量	
侵略的外来種	侵略的外来種によるリスクの管理	
社会的包括性と コミュニティへの影響	安全で清潔な健康的かつ持続可能な環境への権利の尊重	
	FPICに基づく先住民族の権利の尊重	
	土地所有者の権利の尊重	
	安全な水にアクセスする権利の尊重	
人権の尊重 ※中核的指標	人権尊重へのコミットメント	
	従業員の人権尊重へのコミットメント	
	人権のリスクとインパクトの特定	
	人権のリスクとインパクトの評価	
	人権デュー・デリジェンスの社内プロセスへの統合	
	(潜在的に) 影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメント	
	従業員のための苦情処理メカニズム	
	外部の個人およびコミュニティのための苦情処理メカニズム	
人間らしい仕事の提供 と促進 ※中核的指標	(取引先を含む) 労働者の健康と安全の尊重と関連するデータの開示	
	労働者への生活賃金の支払い保証、取引関係者への支払いの期待	
	一般的な時間を超えた労働を要求せず、取引先に同等の期待をかける	
	団体交渉への合意についての情報開示	
	少なくとも4つの多様性指標で測られる従業員の多様性の開示	
	性別の平等性と女性の活躍促進についての定量的な開示	
倫理的な行動 ※中核的指標	個人情報保護への取り組み公表	
	国ごとの法人所得税支払額の公表	
	贈収賄と汚職に関するデュー・デリジェンス体制の構築	
	責任あるロビー活動や政治的アプローチに関する管理体制の構築	

(出典：WBA “Nature Benchmark Methodology” (2022年4月) を基にインターリスク総研作成)

今回の発表は「第一サイクル」として設定されており、これから「第二サイクル」に入ることが言及されている。2024 年内に予定されている方法論アップデートを経て、2026 年には第二サイクル目の評価結果が発表される予定。また 2026 年の発表の際は、海洋の生態系にインパクトを与える水産業を含む少なくとも 100 社について、海洋生態系の損失を食い止め、再生させることに貢献しているかどうかベンチマークに組み込み評価を行うとしている。

自然関連の情報開示は特に扱う対象が広く、こういった情報の開示が求められているのかわかりにくいという声も多い。本ベンチマークのような企業評価はこれ自体が、開示において優先的に求められている情報を理解するツールになる。企業はまず、できる範囲から自社が持つ自然との接点を把握し、自然にどのようなインパクトを与え、どのように依存しているかを特定することが求められる。

* FPIC (Free, Prior and Informed Consent)

自由意思による、事前の、十分な情報提供に基づく同意のこと。企業が当該の土地を開発したり、そこから資源を採取したりする際には、IPLC などのステークホルダーに対してこのプロセスを踏むことが求められる。

<気候変動>

OTCFD コンソーシアムがカーボンニュートラル達成に向けた移行計画策定で企業向けガイドを公表

(参考情報：2024 年 8 月 30 日付 TCFD コンソーシアム HP :

https://tcfid-consortium.jp/news_detail/24083001)

日本国内の企業などが参加する TCFD コンソーシアムは 8 月 30 日、カーボンニュートラルの達成に向けた「移行計画」のガイドブックを公表した。企業が同計画の作成時に参考とすべき考え方や策定の留意事項、内容例などを具体的に示した。同計画作成の指針は、英国 TPT (Transition Plan Taskforce) などが示しているが、本ガイドブックは日本企業がより馴染みやすい内容を目指した。

ガイドブックでは、移行計画を「低炭素・脱炭素社会への移行と価値創造を企業がどのように両立させるかについて、可能な限り明確に示した意思決定に有用な情報」と位置づけ。以下の 3 点を基本概念として抽出した上で、事例を交えて解説している。

① 低炭素・脱炭素社会への移行

低炭素・脱炭素社会へ向かう指向性、移行のインパクトが企業価値の向上にどう関連すると考えているかを開示

② 事業戦略との整合

企業が中期経営計画等で示す将来像や取り組みと、移行計画に描かれているビジネスモデルや時間軸との整合を図る

③ 他者への働きかけ

自社がバリューチェーン、政府、一般市民等にどのように働きかけ、自社が想定する排出削減を実現するかを開示

その上で、移行計画の策定や開示にあたって、留意・参照すべき事項として以下を示した。

● 移行計画を策定すべき企業

気候変動を重要と考える企業が対象。ただし、2050 年カーボンニュートラル達成を目指す日本では、企業は移行計画の開示、少なくとも開示の必要性の検討が求められる。

- 策定すべき時期
移行計画として独立した開示は、企業の気候関連開示の中では比較的進んだ段階が順当。
- 策定の体制
全社的（経営企画関連部署をはじめとする社内の複数部署）および業界・バリューチェーンを通じた社外、社外取締役・外部有識者など内外の連携が望ましい。
- 移行計画に含めるべき内容
TCFD の四つのテーマ（ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標・目標）に応じて具体的内容を提示。

<生物多様性>

○10月開幕の生物多様性 COP16、目標達成へ各国取り組みのモニタリング強化を協議

（参考情報：環境省 HP https://www.env.go.jp/press/press_03269.html）

生物多様性条約締約国会議（COP16）が、10月21日から11月1日までの日程で、南米コロンビアの都市カリで開催される。世界目標の着実な達成に向け、各国の取り組み状況の進捗確認を厳格化する仕組みづくりなどの議題に注目が集まる。

同会議は、おおむね2年ごと開催。前回の COP15（2022年12月）では開催地にちなんで30年までの世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）」を採択。「30by30」*、「ネイチャーポジティブ」**などのキーワードが誕生した。

今回の COP16 では次のような注目すべき議題がある。

- ・ COP15 採択の GBF における各国の実施状況の点検
- ・ GBF と各国が策定する「生物多様性国家戦略および行動計画」（NBSAPs : National Biodiversity Strategies and Action Plans）との整合性の確認
- ・ GBF のモニタリング制度「レビューメカニズム」の構築の確認
- ・ 生物の遺伝資源のデジタル配列情報の共有

「レビューメカニズム」の構築では、GBF の達成に向けた各国の取り組みをモニタリング・評価の仕組みづくりを協議する。各国には、国別報告書を提出するだけでなく、戦略に基づく着実な実行と目標達成を求める点が特徴。目標年 20年・50年の愛知目標が、目標達成状況の把握や評価が不十分でほとんどの締約国が達成できなかった反省に基づくものだ。各国は COP16 にあたって、GBF を反映した生物多様性の国家戦略を策定し、会議事務局に提出しなければならない。各国の国家戦略は、COP16 閉幕後に統合・分析される予定。加えて、各国は次回 COP17（26年予定）開催前に、取り組み状況などをまとめた「報告書」を提出する。それらが COP17 で「グローバルレビュー」として、世界規模での新枠組の進捗状況が評価される予定だ。

なお、日本では、政府が23年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定。5つの基本戦略と、戦略ごとの15個の状態目標、25の行動目標で構成する。行動目標ごとに関係省庁による367個の具体的施策も定められている。これらほぼすべての施策に目標値と現状値が示されており、進捗の確認***が可能だ。

また、「生物遺伝資源のデジタル配列情報の共有」も注目のテーマだ。一般的に先進国が解析技術や情報を多く保有し、発展途上国は「遺伝資源」は保有しているも、「遺伝資源のデジタル配列情報」を共有することが少ない。今回はデジタル配列情報も共有の対象として検討の俎上に載せる点に新規性がある。同情報は製薬など多くのビジネスを創出するため、生物多様性条約上で重要な「遺伝資源の利用から生ずる利益の公平で平衡な配分（ABS）」の観点から、先進国と途上国

との間にある大きな不公平を是正するのが目的。同条約は、遺伝資源を「植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実のまたは潜在的な価値をもつもの」と定義し、水や土壌のサンプルも含む。

- * 30by30 : 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの一つで、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
- ** ネイチャーポジティブ : 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること
- *** 生物多様性国家戦略 2023-2030 第2部行動計画第1章〈具体的施策〉
<https://www.env.go.jp/content/000124381.pdf>

<ESG>

○FAO「統合的山火事管理自主ガイドライン」が約20年ぶりに改訂

(参考情報 : 2024年7月26日付 Food and Agriculture Organization of United Nations HP :
<https://www.fao.org/newsroom/detail/faolaunch-updated-guidelines-to-tackle-extremewildfires/en>)

FAO(国連食糧農業機関)は、7月26日、各国政府向けに「統合的山火事管理自主ガイドライン」を発表した。本ガイドラインは、2006年に公表された前身のガイドラインをベースに、近年の気候変動危機から派生する課題に対応するための新しい項目を盛り込んで更新されたものである。本ガイドラインでは「統合的山火事管理」として、気候危機への対応だけでなく、生物多様性保全、地域の文化維持、先住民族の権利やジェンダーを含む人権などの観点が盛り込まれている。

FAOによると、現在、年間で地球上の約3億4,000万から3億7,000万haの森林が山火事によって消失していることが報告されている。山火事は自然環境に固定された炭素を大気中に放出する要因になることから、大量のGHG排出に伴う気候変動危機を加速させる。

FAOは、今世紀末までに山火事の発生頻度が現在より50%増加すると予測している。その場合、山火事が気候変動を加速させ、干ばつの増加、気温の上昇、強風等の環境変化を引き起こし、それがさらなる山火事リスクを高めるという悪循環が生じるおそれがある。また、山火事の発生は、自然からの供給サービスを消失させることにより、地域レベルのみでなくグローバルレベルにおいても社会経済の持続可能性を脅かす要因となりえる。

今回発表されたガイドラインは、前身の旧ガイドラインと同様に以下に示す4章構成となっている。今回発表されたガイドラインの「1. 導入」部分では「1.4 他の国際条約との関係」という項目が更新され、ガイドラインの目的を、国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、持続可能な開発のための2030アジェンダに沿って解釈され、適用されることが意図されている。また、導入部分全体における記載としては山火事発生に伴う生態系リスクについてが加筆されている。

【ガイドラインの構成】

1. Introduction (導入)
2. Cross-sectoral issues (分野横断的な問題)
3. Principals (原則)
4. Strategical actions (戦略的行動)

ガイドラインの肝となる「4. 戦略的行動」では期待される様々な取り組み項目が挙げられているが、今回の改訂に伴って、下表のとおり二つの項目が更新され、二つの項目が追加された。

まず項目 No.12「計画的火災/計画的野焼き」では、伝統的な農法や生態系維持の観点から火入れに依存している環境があることが加筆され、生態系や文化維持および回復再生のためには火入れを許可することも統合的山火事管理の一部であると更新された。また新設された項目 No.15「先住民族やその他の地域に関する知識保有者との協働」および項目 No.16「統合的の山火事管理における公平性」では、土地固有の慣習や洞察に基づく対策の有効性や、山火事管理に係るジェンダー配慮、多様な状況下にある人々が貢献できる可能性、差別やハラスメントなどに人権方針に関する事前の課題特定と対処についても考慮することが明記された。

＜新旧のガイドラインの戦略行動項目比較＞

Strategic Actions (戦略的行動)				
新ガイドライン		旧ガイドライン		
No.	統合的の山火事管理自主ガイドライン	No.	FAO山火事管理自主ガイドライン	
			新旧ガイドライン項目の比較	
1	自然地域及び保護地域における統合的な火災管理	2	自然地域及び保護地域における統合的な火災管理	同一項目
2	山火事に対する認識と教育	3	山火事に対する認識と教育	同一項目
3	山火事の予防	4	山火事の予防	同一項目
4	山火事危険度評価と早期警報システム	5	山火事危険度評価と早期警報システム	同一項目
5	山火事への備え（技術訓練を含む）	6	山火事への備え（技術訓練を含む）	同一項目
6	その他の活動	7	山火事発生が見込まれない時期の活動	更新項目
7	山火事検知、通信、消防員の出動	8	山火事検知、通信、消防員の出動	同一項目
8	初期の鎮圧対策	9	初期の鎮圧対策	同一項目
9	大規模山火事の鎮圧と管理	10	大規模山火事の鎮圧と管理	同一項目
10	複数の事態発生の場合の管理	11	複数の事態発生の場合の管理	同一項目
11	燃料管理	12	燃料管理	同一項目
12	計画的火災/計画的野焼き	13	計画的火災	更新項目
13	山火事後の修復、復旧、復元	14	山火事後の修復、復旧	更新項目
14	資源管理と統合的な火災計画	1	山火事と資源管理計画	同一項目
15	先住民族やその他の地域に関する知識保有者との協働			追加項目
16	統合的の山火事管理における公平性			追加項目
17	モニタリングと評価	15	モニタリングと評価	同一項目

(出典：本ガイドラインをもとに MS&AD インターリスク総研作成)

2006年に旧ガイドラインが発行されて以来、世界中の国々や多様なプロジェクトが FAO ガイドラインを利用して、政策立案や技術訓練を策定している。本ガイドラインでは、新たに先住民族の伝統的知識、生態系配慮、人権などの観点が組み込まれており、気候、自然、社会の統合的管理が重視されている。

気候変動に起因して、グローバルに展開する企業は生産拠点やサプライヤーの山火事リスクが増大すると想定され、TCFD 開示などでリスクとして挙げている例もある。一方で山火事は拠点内で講じられる対策には限度があり、水資源の枯渇リスクと同様に地域のステークホルダーと協力したコレクティブ・アクション（集団的行動）が必要となるものと想定される。また自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の開示提言では、気候と自然の統合（気候-自然ネクサス）が一般要件に含まれており、開示提言「ガバナンス c」において先住民族と地域コミュニティ（IPLC）に対する配慮も求められている。これらを踏まえると、山火事リスクの高い地域においては、企業も気候、社会、人権を統合的に勘案しつつ、コレクティブアクションに参画していくことが期待されることになる可能性がある。その際に本ガイドラインも参考になると思われる。

まずは自社拠点における気候変動シナリオに応じた山火事リスクの評価から、検討してみてもどうか。

<サイバーセキュリティ>

○ランサムウェア被害、規模や業種にかかわらずターゲットに 警察庁

(参考情報：2024年9月19日付 警察庁「令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R6kami/R06_kami_cyber_jousei.pdf)

警察庁は9月19日、「令和6年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表した。

ランサムウェア被害の統計によると、被害件数114件のうち中小企業が73件と64%を占め、幅広い業種に被害が発生していることが明らかになった。感染経路の大半はVPN機器やリモートデスクトップで、不審メールによるものはわずか1件だった。

バックアップは69件中61件が取得していたが、復元可能だったのはわずか14件にとどまった。復元不可と回答した企業のうち、「バックアップも暗号化」が67%、「運用不備」が24%を占めた。

ランサムウェアはどの事業者でも被害者になりえる上、事業継続に大きな影響を及ぼすため、最新の被害実態や復旧の難しさを理解し、対策を確認・見直すことが求められる。

報告書の概要は次のとおり。

(1) 高度な技術を悪用したサイバー攻撃の脅威情勢

- ・重要インフラや政府機関等に対する機能停止や機密情報窃取を企図したサイバー攻撃が多発
- ・生成AI等の高度な技術を悪用した事案も発生している
- ・ぜい弱性探索行為等の不審なアクセス件数は右肩上がり、大部分は海外が送信元
- ・令和6年上半期ランサムウェアの被害報告件数は、114件と引き続き高水準で推移
- ・流出した情報は、ダークウェブ上のリークサイトに掲載されていることを確認
- ・ランサムウェアの被害拡大の背景には、ランサムウェア開発者が攻撃実行者へ販売する RaaS (Ransomware as a Service) を中心として攻撃者の裾野の拡大

(2) インターネット空間を悪用した犯罪に係る脅威情勢

- ・インターネット空間を悪用した犯罪の脅威が増大している
- ・インターネット上の技術・サービスが犯罪インフラとして悪用されている例として、インターネットバンキングに係る不正送金事案や、SNSを通じて金銭をだまし取る SNS 型投資・ロマンス詐欺、暗号資産を利用したマネー・ローンダリングなどが挙げられる

(3) 違法・有害情報に係る情勢

- ・児童ポルノ等の違法情報や犯罪を誘発するような有害情報が存在する
- ・SNS上に氾濫する犯罪実行者募集情報は治安上の深刻な脅威となっている
- ・令和6年1月に発生した能登半島地震に際しては、過去の災害時の画像や偽の救助情報が拡散

警察庁はサイバー特別捜査部を設置し、体制強化を図るとともに、国内外の連携を強化している。

<AI ガバナンス>

○国内におけるAIに関する議論の整理

昨今、AIが急速な発展と普及を遂げ、それに伴い、規制や国際的な枠組みの検討が進んでいる。

グローバルな視点では、2023年6月のG7広島サミットにおいて、「AIの可能性を活用するために、包摂性を促進する国際的なAIガバナンスの形成が必要」との共通認識が示されている。

しかしながら、AIガバナンスに対するアプローチがG7各国間で異なる可能性があり、相互運用

性の向上力強化が課題である。加えて、今後 G7 以外の国や組織も含めて、国際的な AI ガバナンスを広げていくことも必要になる。

また、各国でも検討が進んでいる。EU では 2024 年 3 月に世界で初めてとなる生成 AI を含む AI 規制となる AI 法案が可決され、リスクベースで禁止事項や要求事項、義務が定められた。米国でも、AI 研究を主導することを目的とした 2020 年国家 AI イニシアチブ法の策定や、社会が AI から利益を享受しつつ潜在的な危害から保護されることを目的とした AI リスクマネジメントフレームワークの策定が行われている。

国内でも AI で懸念されるリスクに対するの考察や、それらに対する規制や画一的な枠組み作りに向けた議論が進められている。AI が与える影響や法的権利・利益、その他様々な観点から議論され、関係省庁から各種ガイドライン、調査報告等が公表されている。

発行年月	資料名	概要
2019 年 3 月	人間中心の AI 社会原則 (内閣府) *1	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念やビジョンを策定 人間中心の AI 社会原則に基づき、AI の研究開発や社会実装において考慮すべき問題を検討
2023 年 6 月	生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等 (個人情報保護委員会) *2	<ul style="list-style-type: none"> 生成 AI サービス利用時の個人情報に関する注意喚起 個人情報取扱事業者、行政機関等生成 AI を提供する事業者、利用者が留意すべきポイント (習得した個人情報の利用目的外で使わないように留意する等) を集約
2024 年 3 月	AI と著作権に関する考え方について (文化庁) *3	<ul style="list-style-type: none"> 生成 AI と著作権に関する考え方を整理 クリエイター等の権利者や生成 AI を提供する事業者、生成 AI の利用者向けに、生成 AI の技術的な背景や懸念点 (著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている等) を検討
2024 年 4 月	AI 事業者ガイドライン (経済産業省・総務省) *4	<ul style="list-style-type: none"> 生成 AI の開発者・提供者・利用者向けに、生成 AI に関する留意点や遵守すべき事項 (プライバシー侵害への対応等) について整理
2024 年 5 月	AI 時代の知的財産権検討会中間とりまとめ (内閣府) *5	<ul style="list-style-type: none"> 生成 AI と知的財産権をめぐる懸念・リスクへの対応と課題、今後の発明の保護の在り方 (発明者や特許審査の考え方等) について整理
2024 年 5 月	AI 戦略の課題と対応 (内閣府) *6	<ul style="list-style-type: none"> 生成 AI に関する論点と関係省庁等における対応、国際的な動向 (諸外国における取組や国際的なルール作りについての日本の取組等) を整理
2024 年 7 月	コンテンツ産業における先端的技術活用に関する調査 事業報告書 (経済産業省) *7	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ産業における生成 AI と著作権や知的財産権の懸念・リスク、対応等を整理 ゲーム、アニメ、広告等のコンテンツ産業に携わる者向けに、コンテンツ制作における生成 AI の適切な利活用の方向性を明示
2024 年 9 月	AI セーフティに関する評価観点ガイド (独立行政法人情報処理推進機構) *8	<ul style="list-style-type: none"> AI システムの開発者や提供者が安全性や公平性、透明性等が確保されているかの評価を行う際に参照できる基本的な考え方を整理
2024 年 9 月	デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ (総務省) *9	<ul style="list-style-type: none"> 偽・誤情報の流通・拡散等のリスク、それをもたらすアテンション・エコノミー等の構造的リスクに対し、情報流通の健全性確保に必要な「総合的な対策」を提言

生成 AI の普及により、ビジネスでの利用機会が増大する一方で、本技術が短期間で飛躍的に進歩しており、対応する規制等も、国内だけを見ても上表のとおり、従来とは比較にならないほど急速かつ広範囲で検討が進み、今後この傾向は続くものと推測される。企業においては、これらの規制等を適時適切に自社の仕組み・ルールに反映し、周知徹底を図る仕組みを検討していくことが肝要といえよう。

- *1 <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/aigensoku.pdf>
- *2 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf
- *3 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf
- *4 <https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004-1.pdf>
- *5 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
- *6 https://www8.cao.go.jp/cstp///ai/ai_senryaku/9kai/shiryo1-1.pdf
- *7 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/ai_houkokusyo_set.pdf
- *8 https://aisi.go.jp/2024/09/18/evaluation_perspectives/
- *9 https://www.soumu.go.jp/main_content/000966997.pdf

Q&A（全社リスク管理シリーズ）

Question

当社ではリスクマネジメントを推進していますが、所管部署は熱意をもって取り組んでいるものの、経営層・社内各部の間では、リスクマネジメントを利益につながらない面倒な業務、所管部署の仕事で自分たちには関係ない、と考えている役員・社員も見受けられ、このままだとリスクマネジメント活動自体が形骸化してしていくことを危惧しています。会社全体でリスクマネジメントの意識を変えるためには、どうしたらよいのでしょうか？

Answer

1. リスクマネジメントを浸透させるための「教育」の重要性

リスクマネジメントの国際規格 ISO31000「5.枠組み 5.3 統合」の一節において「組織の全員が、リスクのマネジメントを行うことに対する責任を負っている」との記述があります。これは、あらゆる階層の全社員がリスクマネジメントに関連する業務を自分事化し、責任感をもって取り組む必要があることを示しています。近年、社内外の環境変化やステークホルダーからの要請により、これまでのリスクマネジメントを見直し「全社リスクマネジメント」へのレベルアップを志向する企業が増えていますが、リスクマネジメントに関わる役員・社員の経験値、知識、スキル、および重要性の認識に相当程度のバラつきが発生していることで、活動が円滑に進まなくなっているケースが見られます。組織全体で適切にリスクマネジメントを推進していくためには、「教育」を効果的に取り入れ、時間をかけて文化醸成していくことが不可欠です。

2. 「効果的な教育」のポイント～階層別教育体系の構築～

「教育」はあらゆる階層に対して求められています。あらゆる階層とは、大まかには経営層、部長・ライン長層（管理職層）、一般社員層に大別できます。これらの階層ごとにリスクマネジメントをどのように認識し、実践していくべきかは異なることから、「階層別の教育」が必要となります。

経営層は、会社法やコーポレートガバナンス・コードにおいて、リスクマネジメント体制を整備し運用状況を監視することが義務として求められています。経営層には研修などを通じて、自身が負っているリスクマネジメントに関する責任のレベル・内容およびどのようにしてその責任を果たしていくかを適切に認識してもらうことが重要です。

部長・ライン長層は、経営層と一般社員の間に入って、リスクマネジメントを組織全体に浸透させながら実践していく重要な役割を担っています。しかし、一般的に部長層・ライン長層は非常に多くの業務を担っており、リスクマネジメントの優先順位は低くなりがちです。そのような状態においても、前向き・意欲的に参画してもらえるよう、リスクマネジメントが企業経営にとって重要なものであることを訴求しながら、リスクマネジメントの基本的な考え方や、各部での取り組み方を丁寧に説明する機会を設けることが重要です。

一般社員は、業務遂行を通じて常にリスクと対峙している層といえます。そのため、一般社員向けには、堅苦しいリスクマネジメントの教科書的な内容ではなく、事例紹介をふんだんに盛り込んだ E ラーニングや、リスクの洗い出しを実践するワークショップなど、手や頭を使いながらリスク感度を高められるようなプログラムを導入することが重要です。

以上のように、受講者の階層によってリスクマネジメント推進上求められる役割やレベルが異なります。それぞれの階層にあったコンセプトを検討し、実施方法、タイミングにも留意しながら階層別教育体系を構築することが重要です。

表：教育コンテンツの例

対象	教育・研修のコンセプト	実施方法	実施タイミング
経営層	リスク管理の最新事情、内部統制システムの整備・運用に関する善管注意義務を果たすために身につけておくべき考え方・知識の習得を目的とする。	座学講義 参加型研修（ワークショップ等） 等	経営会議 等
部長・ ライン長	会社としてリスク管理を推進する必要性、各部の役割、リスク管理の実務等の周知を目的とする。	座学講義 参加型研修（ワークショップ等） 等	リスクアセスメント実施時 重要リスク決定後の説明会 等
一般社員	すべての役職員が把握しておくべき事項（リスク管理の基礎知識、リスク顕在化時の対応等）の周知や、リスク感性の醸成を目的とする。	座学講義 Eラーニング 等	階層別研修実施時 リスクアセスメント説明会 等

3. 階層別教育でリスクに強い組織を目指す

先に触れたリスクマネジメントの国際規格 ISO31000 「5.枠組み 5.3 統合」において、「リスクマネジメントと組織との統合は動的かつ反復的なプロセスである。」とも記されています。“動的かつ反復的”と記されているとおり会社全体でリスクマネジメント意識を浸透させていくためには、法令やステークホルダーからの要求事項等の変化、自社を取り巻くリスクの状況変化なども踏まえながら、継続的に実施していく必要があります。

トップコミットメントやリスクマネジメントの規程・体制の整備は重要ですが、それだけではうまくいきません。どんなに立派なコミットメントやプロセスであっても「それを実行するのは人である」からです。リスクマネジメントを実行する「人」に焦点を当て、各階層の立場・目線に合わせた教育体系を構築し、継続的に実施することで、全員がリスクマネジメントを自分事として捉えられるようになるはずですが、一朝一夕に根付くものではありませんが、中長期的な目線で階層別教育を実施し、リスクマネジメントを着実に組織に根付かせリスクに強い組織づくりにつなげていくことを目指していきましょう。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com (危機管理・コンプライアンスグループ)

interrisk_erm@ms-ad-hd.com (統合リスクマネジメントグループ)

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com (危機管理・サイバーリスクグループ)

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第一グループ)

sustainability2@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第二グループ)

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

